

一九二〇年代前半期の農村統合政策（Ⅰ）：福岡県における小作争議対策の始動

木永，勝也
九州大学文学部九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7183600>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 37, pp.189-211, 1992-03-30. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



一九二〇年代前半期の農村統合政策 (I)

——福岡県における小作争議対策の始動——

木 永 勝 也

はじめに

本稿は、米騒動後に展開する初期農民運動に対してどのような農村統合政策が展開されるかを一九一〇年代末から二〇年代前半について検討する。この初期小作争議段階から日本農民組合支部組織化の進行とともに小作料永久三割減額要求争議が本格化する時期は、小作争議によつて従来の農村社会秩序が揺さぶられて始めた時期でもあり、農業団体たる系統農会や地域社会秩序の崩壊を懸念する県・郡・市町村の地方行政当局においても何らかの対応を求められる。小作料・小作地についての地主小作間の紛争¹小作争議発生を事前に防止すること、発生した場合の終結への道筋をつくつておくことが実践的に追求されるが、そこにはまだ明確な輪郭をもたないさまざまな志向性を有する諸施策が模索的に展開されると考えられる。本稿の課題は、まずもつて地方行政当局と系統農会の小作争議対策、およびそれを含む小作問題対策ないし農村統合政策の構想とその実践事例を検討することにある、そして、その検討を通して地方行政当局や系統農会の立案・実践における位置・機能を考察していくことにある。

すでに、こうした農村統合のあり様については、庄司俊作・坂根嘉弘氏が強調する「協調主義」にもとづく地主小作関係の集団化・機構化や大門正克氏の強調する「協同主義」にもとづく上からの経済主義的組織化の進行が指摘されている。⁽¹⁾一九二〇年代以降の戦間期農村社会秩序の変動・再編をめぐる争点になっているが、実際双方が対

立すると考えられている訳ではないが、その実態的関係は依然明瞭ではない。また政策問題としては、庄司氏は一九二〇年代前半期における転換（「温情主義」から「協調主義」への）を指摘してもいる。本稿では福岡県を素材にかかると留意しつつ、小作争議対策を中心とする農村統合政策について検討したい。

なお、福岡県（だけでなく、九州全体についても）については農民運動も含め農村史に関する先行研究は希少であり、『福岡県農地改革史』における概説の域を充分にでない。福岡県は周知の八幡製鉄所をはじめとする工業、かつ、筑豊・三池という産炭地がありつつも、農業生産額でも全国有数の県であるという多様性に富む地域である。⁽²⁾ それゆえ、戦前期農村社会秩序の変動と再編に関し一県を対象に追跡することで、従来実態的に不明瞭であった点を明瞭にしていくことができるのではないかと考えており、本稿はその試みの一つである。

(1) 庄司俊作『近代日本農村社会の展開』（ミネルヴァ書房、一九九一年二月）、坂根嘉弘『戦前期農地政策史研究』（九州大学出版会、一九九〇年二月）、大門正克ほか『戦前期の日本農村』（世界思想社、一九八八年一月）。

(2) また、福岡県は、東北型・近畿型・養蚕型といった地主制・農業の地域類型にあてはまりにくい地域であり、また庄司氏の争議発生状況による地域類型でも中間地域に位置づけられているが、争議件数は先進地域なみに多い（図①）。

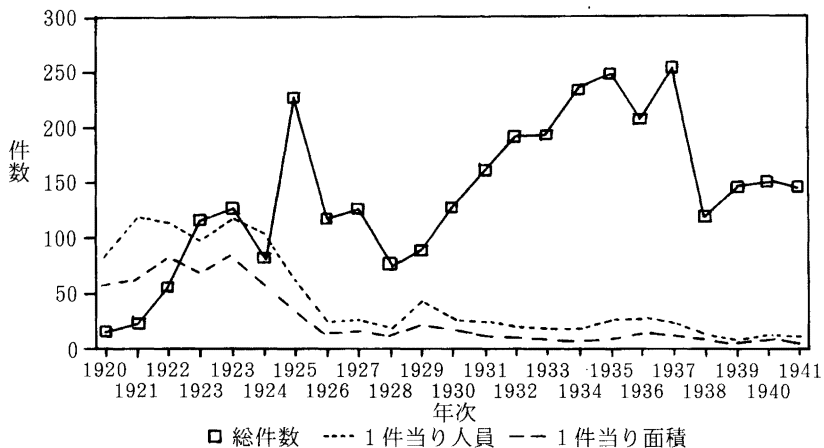
第一章 小作問題と「温情」施策の強化

(一) 県・郡当局の小作問題対策

図①にみるように福岡県でも一九一〇年代末から小作争議が発生し始め、一九二五年にピークをむかえて以後減少傾向をたどり、一九二七（昭和二）年時には「現下の状態にては本県の小作争議は一部は争議一過の後、他は争議に至らざる程度に於て緩和せられ小康を保ち居るものと観るべくたまたま小作調停法の運用に伴ひ県下に於ける

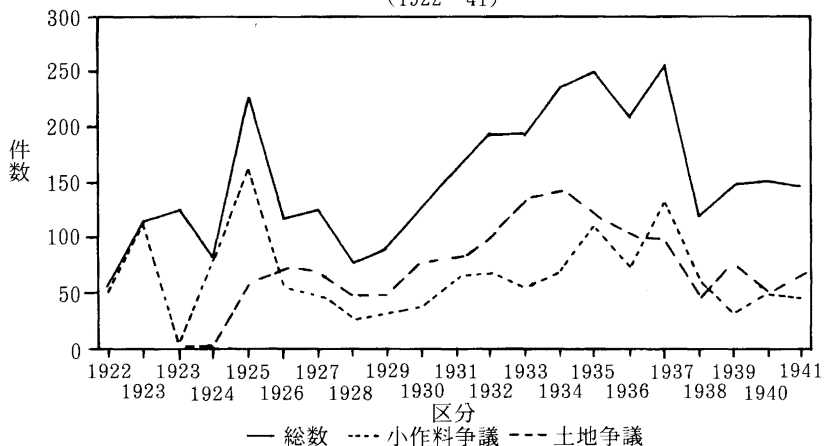
図①

争議変遷



図②

要求別争議
(1922-41)



典拠：『小作年報』各年版

小作問題は漸次鎮靜に帰せんとしつつあり⁽¹⁾と県の小作係が述べる状況となり、この後、農業恐慌に見舞われた一九三〇年以後になると再び増加する。関係人員・面積の面(図①)でみれば、一九二五年以降は争議規模が縮小化し一九三〇年代も変わらない。また、要求別(図②)にみても、一九二五年以降小作料減免争議の比重が低下し、次第に小作権・土地関係の争議がふえ三〇年代もその傾向は大きくは変わらない。二〇年代前半の争議の増加は、むろん日本農民組合の組織化の進展に起因するもので、福岡県では一九二三(大正一二)年の三月頃からその影響が及びはじめ、同年七月ころから福岡県内における日本農民組合の組織化が進行し「小作料永久三割減」を要求する争議が県内各地で発生する。これ以後一九二六(大正一五)年に日農福岡県連合会が分裂に至るまでが福岡県における農民組合運動の一つのピークを為している。いずれにしても一九二五・六年に一つの転換期があり、本稿がとりあえず一九二〇年代前半期における農村統合政策を対象に検討する理由はこの点にある。

日農組織化以前、自然発生的な小作争議が展開し始めていた一九二一(大正一〇)年の時点で、農商務省農務局が全国調査を行った際、県当局は「小作問題」に関して一〇項目の意見を述べているが、それを大別・要約すると以下の(A)〜(C)のようになる。⁽²⁾

(A) 農家経済の向上、一産業としての農業の発展、「鉱工業と農業との調和」を図ることが最も必要だとされた。小作人が「一家経済上遙かに有利」と見て鉱工業へ転業していく結果、産炭地では小作人が不足する現象が生じていたゆえに、「小農地法」の制定や産業組合振興による小作人への土地分配の必要性を主張している(一)。また耕地整理(一毛作田の二毛作田化)による小作人の収益の増加(六)、農家経済の円滑と向上のための産業組合の奨励(四)があげられている。

(B)「地主小作人間の温情主義の徹底」(九)に見るように、地主の「小作人愛護」⁽³⁾小作保護施策の必要性和「地主の自覚を促す」ことが強調された(三)。具体的には、小作米品評会開催(七)、穀物検査施行地方における小作

人への奨励米支給（八）が方法として指摘され、また、「融和協調を図る上に於て最も有効なる手段」である地主小作人の「共同組織」としての農事小組合奨励も指摘された（五）。

（C）国家による施策として、先にあげた「小農地法」のほか「小作法」の制定が要望された（二）（但し、「権利義務関係」にもとづくような小作法の制定には反対せざるをえないとしている）。また自作農の創定を主張している（十）。

ここに見るように小作争議対策はそれ自体として自立して存在した訳ではなく、小作問題、より広くいえば農業・農村問題の一環として考察されている。県当局が最も重視しているのは、鉱工業と農業との不均等発展の問題であり、資本主義の展開そのものに起因する問題群であり、こうした意見は庄司氏のいう農村政策の理念の転換（「温情主義」から「協調主義」へ）の過渡期の様相を示してもいる。産業組合の振興や耕地整理等による農業生産力の上昇といった（A）（B）の大半は、生産至上主義に固執し利益増加により矛盾を解消・隠べいしようといった明治農政の発想の延長線上にあり、自作農創設や小作法制定などは新たな発想に基づくものであるが、いずれにせよ、混沌とした事態にあったことを示している。

こうした意見は県当局が独自に考案していた訳ではなく、それは郡や町村当局の意向に支えられてもいた。表1は、一九二一（大正一〇）年の農商務省による小作慣行調査の際に、福岡県内の郡長・郡役所が小作慣行の改善について述べた意見の一部である。まず意見の多様さが目立つし、県当局と同様の意見の他に、嘉穂・鞍手・早良・糸島郡のように、小作争議を未然に防止するために小作料の標準や軽減歩合を何らかの形で決定するといった構想が見られる。県主催で開かれた篤農家懇談会（後述）の席上、地主の中には「官民合同ノ『メートル』トナル地方ノ普通農場デモ作りマシテ：本年ノ作柄ニハ小作米ハ何程ト云フ、分配ヲ受ケル地主小作ノ双方満足スルヨウナコト」を実行できる機関でもできないかとの意見を述べる者（企救郡の山口享二）や「官民ノ相当ノ人」で小作料の

表1 郡長・郡役所の小作慣行改善意見一覧

郡名	改善意見の項目 項目の具体的方策・実例
粕屋郡	小作法制定 小作料の統一的整理 小作者への相当の報酬の供与 土地所有による小作人の自作兼小作農化
宗像郡	地主小作人間の融和親善をはかる 地主の温情による小作人の保護 信用組合の低利資金融通による小作人の土地買収 小作料制定の公正化 公定標準を基礎とする小作料の制定 凶作時の軽減歩合決定方法を設ける
遠賀郡	地主小作人の互助機関を設置し収益分配を定める 納入小作米の産米検査合格米化と奨励米ないし奨励金の支給
鞍手郡	地主小作間の分配率を政府にて研究し標準を示す 農業保護政策を講ずる 地主小作人の協定により標準作地を設け小作料徴収の参考資料にする 減収と小作料軽減率とについて地主小作人間で予め協定する
嘉穂郡	地主と小作人の親善を計る 地主会を組織し小作人に対し農業資金の融通、農具の貸与、小作料完納への賞与支給 など小作紛議を未然に防止すること 試作地により軽減歩合を決定する 小作人による小作地買収に際し相当価格による譲渡 町村または農会による社会改善の講演会などの開催 小作料の一部改定 土地状況・収穫歩合を協定し利益分配を円滑ならしむること
早良郡	郡または町村に適切な小作料調査機関を設置し、小作米の標準を決定する 地主による小作保護奨励 改良農具肥料購入資金の融通、娯楽機関の設備など
糸島郡	小作人への土地分与 産業組合を組織し、低利資金を融通あるいは地主による安価な年賦償還方法による土地分与 産業組合の円滑を計る 無利息ないし低利による貸付 地主对小作人争議の防止 町村農会に委員設置し小作料の軽減歩合を公示決定する 地主会小作人会の設立勧誘（相互の委員を選出し機関をつくり争議防止に努める）
浮羽郡	小作料の不公平の是正 米質の改良
三井郡	地主小作協同会設立、小作料増減などの事項を協定する 小作契約の小作証書による締結 産業組合を組織し小農保護事業を起こす
三浦郡	奨励米等の供与奨励 地主による小作人の優遇保護 一反歩程度の試作による農業知識の涵養 村当局・村農会と協力しての農業改善 貸与 速やかに小作法を制定し地主对小作人の協調を計ること 小作地の集合、増加 凶作に備えての地主積立
八女郡	物資を融通し小作人を保護する 改良農具の貸与、購入小作人への補助 地主小作人間の意志疎通を計ること 農産物の品評会開催（授与式での金品の供与と宴会による慰労など）
三池郡	容量の改正 依装の改正 乾燥の調整の改善 地主会・小作人会の組織
田川郡	地主による小作保護の施設 小作米品評会、地主小作人会、貯蓄奨励、農業資金の貸付、土地の分譲等
京都郡	小作人保護の策樹立 道義觀念の鼓吹に努め親善融和の策を講ずること 農業上の利益増進の施設をなし道徳心の向上と経済の円滑を期すること 小作人の集合・団結は絶対に厳禁すること 大地主に於いて小作人へ有償を以て土地を分譲する方策を講ずること
築上郡	地主小作人間の融和親善をはかる 大地主単独ないし地主間の協定により小作人家屋建設時の補助救済 冠婚葬祭時の補助

* 企救郡は史料欠落。朝倉郡、筑紫郡、山門郡は意見なしと回答

備考：典拠は大正一〇年小作慣行調査（福岡県）〈農務事蹟〉九）

（各郡単位の「小作慣行調査書」中の「第一七、小作二関スル慣行ノ改善ヲ要スル諸点理由及其ノ方策」に記載されたものを筆者がまとめた）

標準を「審判」してもらおうといった意見を述べる者（三池郡の旗崎直之）がいた。⁽⁴⁾ この標準小作料の公示・公定といった要望は郡のみならず町村当局にも根強く存在し続け、二〇年代に小作料改定を実行する町村農会などもあった。⁽⁵⁾ また遠賀・糸島・田川・三池郡のように地主・小作人の各々のあるいは共同の組織、三井郡などは「協調組合」をつくるという意見もある（詳細は不明）。明らかに県当局よりも「協調主義」的な、あるいは踏み込んだ構想が郡当局には存在した。逆にいえば、この後県当局や内務省・農商務省が進める政策の支持基盤あるいは受け皿が確実に郡レベルでは存在したといえよう。

ところで、福岡県では多数の地主会があつたものの「小作人ノ反感ヲ求メ其ノ結果面白カラサルノ理由ヲ以テ廃止」され、一九二一年頃には「地主組合ヲ組織スルモノ絶無ト云フニハ非サルモ単ニ付近地主ノ集会談合ヲ為スニ止マ」る状態にあつたという。⁽⁶⁾ したがって、県当局が小作問題対策を実行しようとするとき、特に地主への督励などを行おうとする際には系統農会や郡・市町村当局に依存せざるを得ない。一九一〇年代末から二〇年代前半期に地主層が小作争議へ対応していく際、一九二二（大正一一）年に農会法が改正され争議への対応がその任務に加わつたこともあり、農会が小作争議に関与せざるをえなかつただろうと推察される。県当局の小作問題対策を今少し検討した上で、いわば現場での推進者であつた系統農会あるいは市町村当局の動向について検討したい。

一九二五（大正一四）年時点で、福岡県当局は、他県からの地主小作問題に対する県の施策に関する問い合わせに対し、「自作農ノ維持創設」「篤農家懇談会」「県農会ノ地主視察団」「農政研究」の四項をそれぞれとして回答している。⁽⁷⁾ 実際、この四項が県当局として実践していた施策であつた。自作農創設事業についての関心は県当局だけでなく郡でも高く（表1の粕屋・宗像・糸島・京都郡など）、内務省のプランにより全国的に一九二二年から一部の府県で実施され始められると翌二三（大正一二）年には県令一九号を定め簡易生命保険資金の貸付を受け、実施が本格化した。この施策は、県当局が、郡市町村当局の「協調主義の鼓吹」や小作調停法の運用と並んで「農民

心理に好影響を与へ自作農主義に傾きしこと」をあげているように、二〇年代中期における小作争議鎮静化の政策的要因として一定の効果があつたと思われる。⁽⁸⁾ 篤農家懇談会は県当局が「地主对小作問題ヲ主トシ農村振興ヲ計ル対策トシテ」年一回「郡市長ノ推薦ニヨル篤農家」を集め「農村問題ニ対スル協議懇談」と「名士ノ講演」を内容として開催したものである。⁽⁹⁾（次項で詳述）。「農政研究」は「間接的小作争議防遏及解決策」として全県単位で「農政上ノ諸問題ヲ調査研究」し「農事上ノ講演講和等」を郡単位で行うというものであつた。

争議の取締については他府県と同様の措置として、一九二三（大正一二）年一〇月に県条例「警察犯処罰令」を改正し、取締対象としている。また同年一二月に小作調停法が福岡県でも施行されるが、翌二四（大正一三）年一月頃、県当局の小作争議対策に関する事務管轄も従前の産業部から内務部へ移管され、同部内には小作官の配置（小作官室の設置）に伴い農務課小作係が設置されている。この小作係は、自作農創設事務・小作に関する事務」の各担当一名の計二名（農林主事補）を正式構成員としていた。⁽¹⁰⁾

（二） 篤農家懇談会に見る政策の転換

県当局のあげる施策のうち県主催で実践され、一定の実践的意味があつたと考えられるのは篤農家懇談会である。その前身は県農会主催の地主懇談会であり、それを含めた開催日・講演者・懇談題目を示せば表2の通りとなる。⁽¹¹⁾

県農会主催の地主懇談会は、一九一九（大正八）年と翌二〇（大正九）年に一郡二〜三名の資産家・「名望」家を集めて年一回開催された（一九年の事例については史料的に明らかにしない）。二一年から県主催となり、同様の形式で篤農家懇談会として以後二四年まで四年間、年一回毎年二月ないし三月に開催されている（二五年以降も開催されているとする後年の史料における記述はあるが、とりあえず詳細不明のため省略する）。

参加者は七〇〜九〇人程度にのぼるが、地主懇談会は、県農会会長・副会長・顧問・幹事等の県農会役員や技師・技術員、いくつかの郡農会役員などの「参列者」と、各市郡選出の「篤農家」Ⅱ「出席者」により構成された。県

表2 地主懇談会・篤農家懇談会一覧

回数	開催年月日	講演者(講演者の肩書き)
議題	一九二〇年二月二五日	山崎延吉(帝国農会幹事)
・地主小作人関係ヲ一層親善ナラシムルノ良法如何		
・農業労力ノ調節ヲ計ル方策如何		
・農事思想ヲ振起シ農村ノ美風ヲ助長スルノ良法如何		
第一回	一九二一年三月二六日	加藤茂苞(九州大学農学部教授)
・農村ノ振興ヲ図リ農事思想ヲ啓発スルニ適當ト認ムル方策如何		
・地主小作人ノ間ノ関係ヲ益々親善ナラシムル為ニ必要ナル方策如何		
第二回	一九二二年二月一六日	山崎延吉(帝国農会幹事)
・時勢ノ推移ニ伴ヒ農事改良上各位ニ於テ施設セラレタル事業ノ種類並其ノ成績如何		
・小作農業者ヲシテ土地所有ノ機会ヲ得セシムル為施設スベキ方法如何		
・時代ノ趨勢ニ鑑ミ農村振興上地主ノ採ルベキ方策如何		
第三回	一九二三年三月二七日	小林照朗(福岡女子専門学校長)
・農民ヲ安ンジテ其ノ業ニ精励セシムル方策如何		
・農業労働力ノ調節ヲ図ル為採ルベキ方策如何		
第四回	一九二四年三月二九日	伊藤兆司(九州大学農学部教授)
・農村ノ振興ヲ図ル為農業経営ノ改善農事ノ改良上地主ノ施設トシテ最モ効果アル事業如何		
・自作農業者創設奨励ニ関シ地主ニ於テ之ヲ助長スベキ最善ノ方策如何		

*第二回の招集の際の議題は第一回と同一(当日に変更されたと考えられる)。

備考・典拠は福岡県産業部『篤農家懇談会要領』各回分(第一回のみ『地主篤農家懇談会要領』、各々「農村振興資料(一)」「(四)」のサブタイトルあり)

表3 篤農家懇談会出席者一覧

市郡名	氏名	(1)	(2)	(3)	第一回	第二回	第三回	第四回	市郡名	氏名	(1)	(2)	(3)	第一回	第二回	第三回	第四回
福岡市	太田 清蔵	○		○					朝倉郡	古賀 藤助							○
若松市	平野 彦一郎								筑紫郡	谷 彦一				○			
久留米市	大藪 房次郎	○			○					藤 勝栄				○			
	大藪 守治		○	○		○				武末 富次郎					○		
	牛島 寛平						○			田中 伊助					○		
	熊丸 喜次郎							○		平島 豊吉						○	
大牟田市	浜田 義孝				○					中牟田 正三						○	
門司市	福家 重蔵							○		山内 範造						○	
粕屋郡	国崎 繁太郎				○	○				樽木 厚							○
	国崎 重多		○				○			都島 小四郎							○
	吉住 庄三郎							○		藤野 壽太郎							○
	三輪 善輔					○			早良郡	土妻崎 三右衛門	○			○	○		○
	安部 勝美						○			柴田 文城							
	藤 正太郎							○		石橋 光次郎					○		
	藤 一雄							○		宮田 卯八						○	
	内田 玄英							○		青木 申五郎		○				○	
	佐伯 源十		○							下司 茂実						○	
	丸山 喜三郎							○		鍋山 幾次郎							○
宗像郡	伊藤 惣太郎				○	○			糸島郡	進藤 栄太郎				○		○	
	吉田 豊太郎					○				三島 藤太		○		○		○	
	網脇 房吉						○			中村 友次郎						○	
	高山 六郎							○		檜崎 顯三					○		○
遠賀郡	石橋 崎太郎				○	○				檜崎 小助						○	
	田代 丈一郎							○		生田 清六						○	
	有吉 曆太郎	○					○		浮羽郡	林田 隆壽			○	○	○		○
	久野 三						○			河北 俊義	○			○	○		○
	岡部 龍太郎							○		西見 重太郎						○	
	岡部 藤蔵							○		佐藤 准蔵						○	
	秋吉 泰							○		橋詰 又三郎							○
	大貝 壽雄		○					○	三井郡	田中 新吾				○			
鞍手郡	青柳 節造			○	○	○				高松 清祐	○	○					
	舌間 喜七郎									光安 祐夫							
	石井 徳久次		○			○	○			富安 鉄三					○		
	栗田 包吉							○		高島 賢太						○	
	勝木 勝							○		白石 千明		○				○	
	佐野 頼松							○		三原 忠治						○	
嘉穂郡	有田 広			○	○	○			三瀬郡	馬場 登士夫	○			○	○		
	和田 与志美		○				○			中村 実	○		○	○			
	金丸 醇造		○				○			稲益 一義						○	
	野見山 友次郎						○			竹下 松次郎						○	
	伊藤 吉						○			高田 一文太郎	○						○
	城 三衛門						○		八女郡	平田 耕作				○	○		
	西園 久四郎							○		熊谷 洋							
	松隈 菊太郎							○		隈本 胖次郎		○				○	
	矢野 直吉							○		中島 勇						○	
朝倉郡	具島 又二郎	○			○					中島 吉							○
	松岡 保敏									猪口 伍一郎							○
	松岡 保政					○				大内 龍男							○
	篠崎 辰次郎					○				中村 敬止				○			
	丸山 吉太郎						○		山門郡	沖 魁夫					○		
	熊谷 充吉						○										
	古林 三五郎		○					○									
	中島 喜次郎	○						○									

市郡名	氏 名	(1)	(2)	(3)	第一回	第二回	第三回	第四回	市郡名	氏 名	(1)	(2)	(3)	第一回	第二回	第三回	第四回
山門郡	古賀 歌郎 柳永昌 永江清	○					○	○		林 龜二郎 日高 力蔵 倉田 富太郎 伊藤 兆司 香月 則文 鶴賀 万次郎		○ ○	○			○ ○ ○	
三池郡	旗崎 直之 湯村 元之 浦江 淑五郎 池田 芳五郎 宮崎 俊蔵 宮本 時二郎 中島 憲一郎 藤田 又六 浦家 久雄	○ ○			○		○ ○ ○		京都郡	角田 段蔵 木村 知治 木村 秀郷 陣山 新太郎 守田 千鶴 木村 藤太郎 和田 又八郎 佐々 角太郎 中村 大太郎 木村 兵三郎 福島 貞次郎		○		○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
企救郡	三郎丸松之介 山口 享一 島中 壽太郎 生野 清太郎 広石 紋太郎 片村 雅之助 富士本 登一 島 助芳 河内 国澄 喜久田 吉蔵		○			○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	築上郡	福田 盆蔵 高橋 喜七郎 島田 碩之助 門田 謙治 森本 常太郎 白川 寅吉 浅尾 三保吉 尾家 信二				○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
田川郡	柳武 亀太郎 林田 春二郎 中村 武彰 中村 艶二	○ ○			○		○ ○						○			○ ○ ○ ○	

備考：(1) は五〇町歩以上の大地主。

(農商務省「五十町歩以上ノ大地主」〈大正十三年六月調査〉による)

(2) は地主視察団(本文にて後述)参加者。但し、第一回(1920年5月16~22日)・第二回(1921年10月2~10日)分のみ。

(第一回は福岡県農会『農村振興資料(其ノ二) 地主小作農問題』〈大正9年7月〉、第二回は『福岡県農会報』二二九号〈大正11年2月〉による)

(3) は何らかの小作保護事業を実行していたことが確認できる者

(後掲の表4の典拠資料と本文第一章参照)

の主催にかわると、県知事（県農会会長でもある）をはじめ県内務・産業各部長、農林課長など行政担当者（二回以降何人かの部長が加わっている）が参列し、また県下ほとんどの郡の農会長など郡農会役員も参列するが、県農会の技師や技術員の参加は史料的には確認できない。地主懇談会・篤農家懇談会の主役は各郡市の地主層に属する「篤農家」であり、県主催になって以降は各郡市長の推薦により出席したが、一九二〇年以降のそうした「出席者」は表3の通りである。「出席者」名を見ると、毎回とまではいかなくとも数回にわたって同一の地主が参加している早良・浮羽・三潞郡などがある一方、朝倉・筑紫・企救・遠賀郡など毎回参加者が異なっている郡もある。郡市長の参加者の推薦には統一した基準があった訳ではなく、郡市長の独自の判断で推薦が行われたと推定できよう。しかし、参加者全体に占める五〇町歩以上の「大」地主の比率は高く、また、県農会主催の地主視察団参加者や小作保護のための施設・事業を実践している者が多く見受けられるが、これは、郡市長が影響力の大きい大地主や小作保護をはじめとする農業農村問題に関心の高かった地主を推薦したためであろう。

こうした構成からして、県農会や県当局が明確かつ強力な政策的意図をもって参加者を集めた訳ではないが、果的に県の主張する小作保護などの施策を先進的に実行している地主らを糾合し、その経験交流の場となり、またいまだ小作保護施策を実行していない地主への督促の場となる点に一つの意味があったと思われる。第二回懇談会の協議では、司会の県農林課長が小作保護を熱心に行っていた林田隆壽（浮羽郡）に冒頭の「発表」を依頼し、また鞍手郡若宮村で一九一八（大正七）年から企業的な大農場経営を行っていた石井徳久次が自己の農場の経営について発言し、同じく同郡新入村で地主らの共同により農場経営を行っていた青柳節造も発言をしていた。⁽¹²⁾ 篤農家懇談会は、この時に青柳が「農村問題研究」のための「継続的二研究スルタメ機関」の設置を県当局に問うたように、篤農家らの考える農村振興・小作問題についての意見を県当局に伝える、県当局者からいえば意見聴取を行う場でもあっただろう。⁽¹³⁾

さて、表2の懇談題目や席上県当局が訴えていたことから、県当局の一定の変化をうかがい知ることができる。第一回懇談会（一九二一年）で冒頭の挨拶に立った知事安河内麻吉は、地主小作関係の変動を「時代変遷ノ然ラシムル所デ止ムヲ得ヌコトト思」うと比較的深刻に受けとめ、「地主トシテモ相当施設方法ヲ講ズルコトヲセズニ徒ニ旧慣ヲ墨守スルコトハ不可^マナイ」として、次のような地主の小作保護（「小作人愛護」）の実施を要望として述べている。⁽¹⁾

奨励米・奨励金の交付

小作米品評会の実施

名士による小作人への講話

地主自作による「模範的農業」の経営

他府県への視察

産業組合・農業倉庫経営への尽力

肥料資金の融通

耕地改良拡張による裏作の利益増進と生活安定

こうした事項は、先の農商務省当局への県当局者の回答の（A）（B）に相当するもので、また後日出席者・市郡役所・郡農会へ配布された懇談会記録（『篤農家懇談会要領』）に農商務省農務局が一九一六（大正五）年に作製した「地主ノ農事ニ関スル施設事例」を参考資料として紹介しているように、以前から県内の地主のいくらかも小作保護・奨励事業として実践していたことにすぎなかった。地主の農業への従事（地主自作）を、地主子弟の「訓育」、地主の小作人への「同情心」育成という観点から強く要請していたが、当時いわゆる不在地主の（無為徒食）的イメージから地主への社会的不評が高まっていたこともあろうが、県知事・県当局は何よりも地主の積極的参加ない

し主導による農事改良・農業経営改善を強調し、それが有効な争議対策にもなると考えていた。

こうした小作保護事業の地主への勧奨については第二回の懇談会でも挨拶の中で安河内知事がふれている。表2に見るようにこの回の協議題目は第一回のそれから変更されているが、これ以後、自作農創設の必要性とそのための方策が取り上げられるはじめる。自作農創設事業は小作問題の解決策として、鉱工業と都市化の進展に伴う農家・農業従事者の減少への対応策として考えられていた面が強く、小作争議を事前かつ「根本」的に解決するための方策という位置づけでは提起されていない。

第四回懇談会の時期にいたると大きく変化している。挨拶を行った県知事柴田善三郎（一九二三年一〇月〜一九二六年九月在任）は、「農業争議ニ対シマシテハ：今日ノ思想変化カラ来テイル傾向デアルトノミトハ觀察シテ居ラス。：今日ニ於キマシテハ即チ分配ノ問題ニ就キ疑義ヲ挟ンデ此ノ苦境ヲ脱スルガ為ニ従来ノ分配ノ方法ガ果シテ適當デアッタカ否カトイフ：斯ノ様ナ問題ニ関シマスル当局ノ態度ト致シマシテ所謂地主ニ偏セズ小作人ニ偏セズ所謂忠実ナル態度ヲ以テ臨ム積モリデアリマス：」⁽¹⁵⁾と述べている。この時期にいたると従来の地主への小作人保護事業奨励Ⅱ「温情」の強化だけではない、小作争議を農業により発生する利益の「分配」の問題として、その制度・システム化の必要性を志向する方向へ転換し、明らかに生産至上主義あるいは全体の利益増進による取り分の増加といった明治農政的発想から抜けてでている。

しかし、こうした転換はスムーズかつ直線的になされた訳ではなく、多分に県知事の発言は個人的志向に依っていた面もある。第三回懇談会時の県知事澤田牛麿（一九二二年一〇月〜二三年一〇月在任）は、地主小作人間の問題は「世間ノ見方」が「誇大」であり、「日本ノ建国主義即家族主義」「温情主義」によって「親作」（地主）と「子作」（小作人）が互いに「問題ノ解決ニ努メタナラバ決シテ難事デハナイ」と述べている。小作問題への危機感はやや薄く、従前からの小作保護のより一層の徹底を求めているにすぎない。こうした県知事に対し、郡市長・地主

の中には耕作地の交換分合の困難との関係から小作料の改定・統一化を主張する者（浮羽郡の河北俊義）や小作料の標準割を町村農会で作製しようと提案する者（田川郡の倉田富太郎）、篤農家懇談会に小作人をも参加させて協議しようという提案をなす者（嘉穂郡伊藤友次郎）がいた。⁽¹⁶⁾ 知事・県当局の熱意の有無に関係なく、日農の組織化と小作争議の続発化に伴い小作問題対策に熱心にならざるをえなかった「篤農家」らが、各地主あるいは共同でまた農会などを通じて、小作保護の諸施策さらには小作料改定といった小作争議への対応を実践的に進め、県当局がそうした実践例を取り上げるにいたるという状況であったと思われる。第四回懇談会では、自作農創設事業を推進していた宗像郡田島村の村長と小作料改定を推進し始めていた同郡吉武村の村長が参加し「実験談」を披露していた。小作調停法の本格的運用開始を機会として翌二五年三月には『小作問題二関スル参考事例』が県内務部名で刊行され、各郡の農会あてに数十部単位で配布されているが、そこでは従前もしばしば紹介されていたような県内の小作保護事業の事例のほか、沢村康（九州大学農学部教授）の「小作料論」や小作料改定事例が一定のスペースをさいて掲載された。⁽¹⁷⁾

こうして一九二〇年代中期には利益分配の問題として小作争議を把握する認識も明確となりかつ県当局にも共有される。小作料の改定や土地管理の問題が方策として本格的に取り上げられ、いわゆる「協調主義」的な農村政策が採用されていく段階は、小作争議対策が自立化したことを示している。一九二六（大正一五）年になると、小作争議の未然防止・事後の「協調解決」に有効な方法として「地主小作人協調組合」を奨励する政策が選ばれ、同年九月には各市町村に通牒を出し同時にその「準則」を頒布した。⁽¹⁸⁾ その準則によれば、「協調組合」の目的は「地主小作者相互間の親善協調を図り農事の改良農村の振興を期し共存共栄の実を挙ぐる」ことだとされた。その構成は地主・小作人を「正会員」、自作農を「賛助会員」として各同数の委員を、さらに委員の各別の互選による評議員を若干名選出し、その評議員会・委員会へ小作地の売買・引き上げによる紛議に際しての調停を全面委任し、委

委員立ち会いによる実地検見または坪刈実施による割引率の協定といった小作委員会制をとることと合わせて、小作料だけでなく小作地の管理をも行おうとしていた。事業として「検見又は小作料の協定」「小作に関する紛議の防止又は調停」「自作農の奨励及び土地又は小作地の斡旋」のほかに、「農事の改良進歩」「勤儉貯蓄の奨励」「災害の共済」などもあげている。単に地主小作関係の調整だけでなく、目的にも現れているような農事小組合的な要素を持った農業団体として、この「協調組合」が構想されている点には注意を要する。実際、市町村農会主導で創設された県内の農事実行組合の中には朝倉郡松末村の興農会（一九二五年一〇月二八日設立）のような先例があり、県当局はこれを「代表的良型」「理想的に活動して所期の成績を挙げつつあり」と評価し、その規約をモデルケースにして「準則」は作製された。この「準則」通りに実現させようと県当局が考えていた訳ではあるまいが、「協調組合」の普及が自作農創設事業とならぶ県当局のこれ以後の小作争議対策となった。

（三）福岡県における小作保護の到達点

篤農家懇談会での県当局の意向にも見られたように、一九二〇年代前半期には地主の「温情」の徹底、小作保護事業が政策的に強調され定着がはかられたが、ここでその二〇年代中期（一九二五年頃まで）における到達点を見よう。表4がその一覧であり、全てを網羅している訳ではないが、大よその傾向性は見てとれよう。第一に、施行事例としては小作米品評会（小作人を集め、優等者への褒賞授与やその式典後に慰労のための宴会などを実施したりした）が最も多く、それについて農具や肥料購入に際しての資金融通・地主からの積立金援助を含む貯蓄奨励などであり、関係小作人を何らかの小作人団体に組織化した事例は少ない。また、第一次大戦以後に開始する者が多く、特に資金融通を含む物質面での小作保護や小作人団体の創出は小作争議発生と歩調を合わせるように、この時期以降（一九一八年以降）に集中している。第三に、実施主体でいえば、こうした小作保護事業を展開していた地主は必ずしも経営規模の大きな地主とは限らず、実施するか否かはかなり個々の地主の自覚ないし理解に規定

表4 小作保護事業一覧表

大地主	実行者・団体	郡	町 村	開始年	月 (開始)	小作 米品 評会	資金融 通貯蓄 奨励物 品	小作 人組 織	事 業 概 要
○	一部地主及び三菱合資会社 石井産業株式会社	岐阜郡 岐阜郡	剣村 若宮村	1919 1918	12	○	○	○	小作米品評会(剣村大字中山の地主と三菱合資会社の合同で実施、式後酒食を供応) 小作米一俵毎に二升宛を積立、内一升は定期積立として五ヶ年毎に元利を合して小作人に配分する、一升は組合基金として元金一万二千円に達するまで貯蓄し、持分にに応じて株券を与え該基金の利子を以て組合経費に充当する、変災の場合又は農耕具購入に当り低利立替え 小作米品評会(賞品を授与表彰・名士の講演講話実施・娯楽的余興) 小作米品評会(小作米の等級を定め賞品を授与表彰し賞金)・肥料購入資金の低利融通実施 小作米品評会(明治三年より開催、大正三年より深耕競型を加えた授賞式開催、農業倉庫納入の小作米中一等合格は玄米二升三合、二等合格は金三銭交付)・農閑期に酒肴で慰安 小作米品評会(小作米二五〇余人の小作米の審査表彰・酒食供応) 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催) 小作米品評会(郡ないし県の産業技術の立会いの下で一等から四等まで賞状を授与し、慰安会開催)
○	大日壽雄 森部隆輔	遠賀郡 朝倉郡	水巻村 大福村	1890		○	○		肥料基金蓄積(米麦など各五反歩毎に収穫物五升宛蓄積し五ヶ年間据え置き)、同基金の一部を田地五反歩以下所有者(成績優秀者)に信用組合より無利息年賦返還にて資金を貸し付け二反歩以上の田地購入にあたる 小作団体に田一反四畝千四百歩を寄贈 稲架乾材料寄贈(金百円相当の費用補助) 小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
○	小林作五郎 一部地主勤農会	粕屋郡 粕屋郡	宇美町 篠栗村	1897 1924	5	○			小作米品評会(小作米二五〇余人の小作米の審査表彰・酒食供応) 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	堺 豊三郎	粕屋郡	新宮村	1909	11	○			小作米品評会(郡ないし県の産業技術の立会いの下で一等から四等まで賞状を授与し、慰安会開催)
	青柳村連統会	粕屋郡	青柳村				○		肥料基金蓄積(米麦など各五反歩毎に収穫物五升宛蓄積し五ヶ年間据え置き)、同基金の一部を田地五反歩以下所有者(成績優秀者)に信用組合より無利息年賦返還にて資金を貸し付け二反歩以上の田地購入にあたる 小作団体に田一反四畝千四百歩を寄贈 稲架乾材料寄贈(金百円相当の費用補助) 小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	安武源太郎	粕屋郡	席内村				○		小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
○	太田清蔵 各地主	福岡市 金蔵郡	蔵本町 東谷村	1916	1	○			小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	木村茂太郎	京都郡	黒田村	1919	7	○		○	小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	浅尾三保吉	築上郡	角田村	1912		○			小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	尾家悦蔵 尾家親愛会	築上郡	三毛門村	1919		○		○	小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	香月則文 各地主	田川郡 田川郡	上野村 添田町	1924		○			小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	中元寺信用購買組合 日高民蔵 大蔵寺治	田川郡 久留米市	方城村			○		○	小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
○	大蔵房次郎 富安猪三郎	久留米市 三井郡	芋坂川町 山川村	1907 1916	1 7	○ ○			小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
○	一部地主 一部地主 佐々木喜多 佐々木家耕作貯蓄組合	三井郡 三井郡 三井郡	草野町 本郷村 本郷村			○ ○ ○		○	小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
○	一部地主 中村実 富安重行	三井郡 三井郡 三井郡	立石村 三叉村 城島町	1911 1914	3 12	○ ○			小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
○	橋本壽人 園田徹夫	三井郡 山門郡	木津村 山川村	1907 1916	2 1	○ ○			小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
○	永江武一郎	山門郡	瀬高町	1895		○		○	小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	成清信愛 野田鶴松	山門郡 山門郡	瀬高町 瀬高町	1915 1917	11 11	○ ○			小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	猪口和吉	八女郡	吉川村	1919		○			小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
○	倉員円蔵 林田寺隆 林田家小作報徳会	八女郡 浮羽郡	北川内村 田主丸町	1917		○		○	小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)
	西見重太郎	浮羽郡	福富村			○		○	小作米品評会(審査の結果優良者には賞状授与、酒肴で供応)、実施開始時期不明 小作米品評会(東谷村小作米品評会規程により実施、小作米一俵に付一〇銭徴収、村内の小学校で開催)

備考:「大地主」の項は、農商務省農務局「五十町歩以上ノ大地主」(大正十三年六月調査)

他は、農務事蹟十八所収「小作人保護施設ニ関スル件」、福岡県農会「農村振興資料(其ノ二)地主小作農問題」(大正九年七月)

福岡県産業部「篤農家懇談会要領」各回(特に第三回分)、同内務部「小作問題ニ関スル参考事例」(大正十四年三月)中の参考事例をまとめ、項目に整理したもの。

されているように思われる。また共同して実施する事例は第一次大戦後である。

小作米品評会の事例は地域的に筑後地域に多いが、その背景には、当該地域の地主が米穀販売において巻き返しを図りたいと考え、米質改善を図るために実施していったことが考えられる。県穀物検査所によれば、同地域の米は豊前米・筑前米に比して価格が安く米質不良との市場での評価があったとされ、⁽¹⁹⁾このため地主が小作米品評会に熱心だったと思われる(表1に見るように郡長・郡役所もまた米質改善・俵装改良などを改善すべきだと考えている)。福岡県においては、一九一一(明治四四)年から県営による移出検査・産米検査が実施される(県外移出米については全県的に実施されたが、県内消費用にもなる産米検査は必ずしも順調に実施には至っていない)。この産米検査の実施に先だつて同年四月に郡市長・郡市農会長が県知事より召集され、その際、労力を負担せざるを得ない小作人への地主の保護奨励が要請され、その「準則」が示された。⁽²⁰⁾地主会等による小作米品評会の開催が奨励されているその「準則」によれば、「小作米ノ調製俵装等完全ニシテ納期ヲ失セザル者」「検査合格米ヲ納入シタル者」「耕地ノ管理周到ニシテ他ノ模範トナル者」「品行方正ニシテ特ニ農事ニ精励ナル者」といった農事優秀者などが褒賞・慰安金を贈与する対象者とされている。⁽²¹⁾産米検査の施行時期と小作米品評会の開始時期は必ずしも一致しないが、政策として提示・推進されていたゆえに、これを参考にしつつ産米検査が施行されていない地域や時期にも小作米品評会開催を地主が実行していったと思われる。

小作保護事業に代表される庄司氏のいう「温情的支配」を福岡県内の地主として最も進めていたのは、浮羽郡の林田守隆(とその子息である隆壽)であろう。一八九〇(明治二三)年から小作米品評会を始め、内容的には小作米の品質・手入れ・包装などを一から五等に分けて、賞品として農具類を供与し、また受賞小作人を酒肴で供応・「談笑」したという。⁽²²⁾また一九二〇(大正九)年以降小作人に委員を設けて貯蓄を奨励し、林田が五カ年間五百円を貯金奨励費としてその貯金に繰り入れ、一九二五(大正一四)年四月時点では元利合計で三千三百余円になつ

ていた。⁽²³⁾ この貯金を管理するためもあつてつくられたのが、林田家小作報徳会で、「御聖勅（教育勅語―筆者）を遵奉し立国の大義を明らかにし社会の秩序を保ち報徳の信念を強固にし地主と小作人との親和を図り農事の改良を重んじ軽進妄作の挙動を戒め堅固なる一致団結を協約すること」を目標としていたように、同報徳会は林田守隆が報徳会運動に心酔していたゆえに組織された小作人団体でもあつた。報徳会は各村に支部をおき支部ごとに小作人を年一回ないし二回集めて農事談話や来賓の講演を聞かせ、また毎年一回勅語の「奉読」を行い小作人の「修養」に資するといった活動を行つてゐる。築上郡の尾家や三井郡の佐々木の場合も同様の事業をしていたようである（但し報徳会運動への心酔は見受けられない）。貯金の管理のための小作人団体という点では、佐々木の佐々木家耕作貯蓄組合も同様であり、土地購入資金の融通・災害時の援助など経済上の設備援助を実施するというものだった（資金調達のあり方は不明）。以上のような小作人団体と先の「協調組合」の構想とはかなりの落差があり、県当局の小作料改定の奨励や「協調組合」構想は、系統農会を中心とした郡や市町村レベルでの小作爭議への対応から生み出されてくる。

(1) 「大正一五年 福岡県小作爭議概要」〔大正一二・一三年度小作爭議調査〕「農務事蹟」一四所収

(2) 農商務省農務局『小作爭議ニ関スル調査 其ノ一』一九二二年。この史料をもとにした全国の全般的特徴については前掲庄司著第七章三六三―三七四頁。

(3) 同前庄司著第七章。ただし、この転換という点には若干の疑問が残る。福岡県でも庄司氏のいう地主による「温情的支配」はたしかに存在するように見える（後述）が、県内の地主経営に関する分析は皆無であり、はたして中小地主の多い福岡県でどの程度大地主性に規定される性格の強い「温情的支配」が存在しえたのか不明であり、それゆえ、その衰退を、より後として時期の地域的差として処理できるかどうか現時点での即断は不可能である。後述のように小作保護事業は一九二〇年代前半に県当局・農会が強調し、農事小組合等により「温情的支配」を組織

的に行わせることの有効性と現実性への否定的見方は福岡県では一般的ではない。さらに「協調主義」への転換を示す協調組合奨励政策についても庄司氏のいうものとは異なり、後述のように「協調主義」の発想のほかに「経済主義」的な発想にも基づくものであり、福岡県に限っていえば必ずしも庄司氏の指摘が適合するとは考えにくい。

(4) 福岡県産業部『農村振興資料(一) 第一回地主篤農家懇談会要領』(一九二一年八月)〈『農務事蹟』八所収〉

(5) たとえば、県内務部『小作問題ニ関スル参考事例』(一九一五年三月)には、糸島郡長糸村農事実行組合、同郡野北村農会、遠賀郡折尾町本城区の事例が紹介してある。

(6) 前掲『小作争議ニ関スル調査 其ノ一』

(7) 「地主小作問題ノ対策」(の第八〇〇号、大正一四年三月二日施行、福井県への回報)、「小作争議対策ニ関スル件」(の第二七九五号、大正一四年七月一〇日施行、照会への回報)〈『農務事蹟』一八所収〉

(8) 前掲「大正一五年 福岡県小作争議概要」。残念ながら小作争議発生地と自作農創設事業を実施した市町村・産業組合所在地などの重複状況や実施の詳細は現在十分に史料的に知ることができない。後日の課題としたい。

(9) 前掲「地主小作問題ノ対策」および「小作争議対策ニ関スル件」

(10) 『農務事蹟』一八所収の各史料より推定。他に書記や雑務を行う吏員が何人かいた。小作係は内務部に所属していたが、以後史料中では農商務省(のち農林省)を「本省」とし、また小作官室で執務しているようで小作官同様に農商務省直結の機関という性格が濃厚であったように思われる。

(11) 福岡県農会『農村振興資料(其ノ二) 地主小作農問題』(一九二〇〈大正九〉年七月)

(12) 前掲『農村振興資料(一) 第一回地主篤農家懇談会要領』。なお、石井、青柳の農場については『農場利益分配の事例』(農商務省農務局篇・刊行、一九二一年六月)所載の「甲農場」「乙農場」がそれにあたり、全国的に紹介された事例である(地域の比定は福岡県内務部「近代の農民運動発生ノ沿革」〈一九三二年三月〉と現地での筆

者の確認による。

- (13) 福岡県産業部『農村振興資料(二) 第二回福岡県主催篤農家懇談会要領』(一九二二年二月)。なお、ここでの青柳の発言が契機となり県の「農政研究」が始まっているわけではないようであり、懇談会での協議における出席者の意見が県の農業・農村政策にどの程度反映していったのかは不明である。

- (14) 前掲『農村振興資料(一) 第一回地主催篤農家懇談会要領』

- (15) 福岡県産業部『農村振興資料(四) 福岡県主催第四回篤農家懇談会要領』(刊行年月日未記載のため不明)。

- (16) 以上、福岡県産業部『農村振興資料(三) 福岡県主催第三回篤農家懇談会要領』(一九二四年一月)。

- (17) 前掲『農村振興資料(四) 福岡県主催第四回篤農家懇談会要領』。

- (18) 福岡県内務部『地主小作人協調組合ニ関スル調査』(一九二八年七月)、以下の記述はこれによる。

- (19) 福岡県穀物検査所『福岡県米穀検査の概要』(大正八年度版)(刊行年月未記載のため不明)。

- (20) 福岡県米穀検査所『明治四四年度 福岡県米穀検査報告』(同所、一九二二(明治四五)年)、同所『福岡県米穀検査の概要』(大正一四年度版)(刊行年月日不明)

- (21) 同前『明治四四年度 福岡県米穀検査報告』。また「準則」によれば、「八〇歳以上ノ老人ヲ孝養スル者」「一三歳未満ノ児童五人以上ヲ撫育スル者」など農事に関係しない事項での褒賞授与も行われることになっており、庄司氏が伊藤家農会の小作品評会を事例に指摘したような人物品評会的要素が含まれているが、これは当時展開していた地方改良運動の影響によると考えられる。

- (22) 武藤直治『林田守隆翁伝』(久留米報徳会、一九三三(昭和八)年三月)

- (23) 表4中の「小作人保護施設に関する件」(『農務事蹟』一八所収)

- (24) 同前、及び前掲『農村振興資料(其ノ二) 地主小作農問題』

第二章 系統農会の小作問題への対応と動揺（以下、次号）

（日本学術振興会特別研究員）